

周南市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例制定について

周南市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月2日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例

周南市立幼稚園保育料徴収条例（平成15年周南市条例第90号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

周南市立幼稚園の保育料に関する条例

第1条第1項中「当該幼稚園児の保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。以下「園児保護者」という。）の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、幼稚園児1人につき1月6,300円の範囲内で規則で定める」を「0円とする」に改め、同条第2項中「、又は変更し」を削り、「園児保護者」を「当該幼稚園児の保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）」に改める。

第2条並びに第3条の前の見出し及び同条から第5条までを削り、第6条を第2条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の周南市立幼稚園の保育料に関する条例第1条の規定は、令和元年10月以後の月分の保育料から適用し、同年9月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の周南市立幼稚園保育料徴収条例第2条及び第4条の規定

は、令和元年9月以前の月分の保育料については、なおその効力を有する。